ヒアリング゛ 資料1

令和元年8月28日



# 介護分野の文書量に係る負担軽減に 関する専門委員会団体ヒアリング

令和元年8月28日 一般社団法人高齢者住宅協会 理事 下河原 忠道

### 高齢者住宅協会について

サービス付き高齢者向け 住宅事業者協会

介護・運営系

旧:高齢者住宅

推進機構

ハウスメーカー系

新団体

## 一般社団法人 高齢者住宅協会

(高住協:仮称)

≪2019年4月よりスタート≫

- ▶健全経営(品質向上取り組み)▶ 社会への発信力
- ▶ 介護×サービス×ハード⇒ ノウハウの共有



### サービス付き高齢者向け住宅業界団体の取り組み

# 品質向上の取り組み

- 行動規範策定と遵守宣言
- 過剰サービス根絶、介護保険適正利用への寄与
- ▶ 健全経営・品質向上を支援

サ高住(事業者)に向けた「行動規範」は、当協会の「倫理綱領」の実現に向け、サ高住入居者の尊厳保持、自己決定の権利を守り「外付けサービス」のあり方を理解し入居者のよりよい生活を実現していくものです。



### サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者

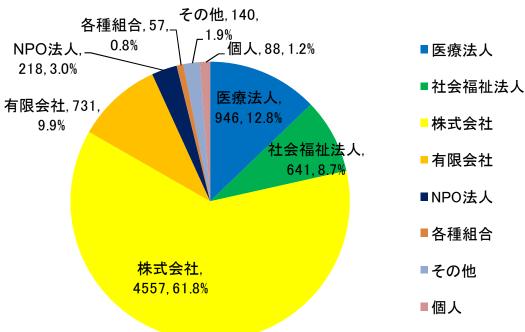
サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム 集計令和元年6月末より

●法人等種別では、株式会社(61.8%)、医療法人(12.8%)、有限会社 (9.9%)、社会福祉法人(8.7%)で全体の9割を占める。

有効回答数7,378件

	実数	割合
医療法人	946	12.8
社会福祉法人	641	8.7
株式会社	4557	61.8
有限会社	731	9.9
NPO法人	218	3.0
各種組合	57	0.8
その他	140	1.9
個人	88	1.2
	7378	100.0

※その他は、一般社団法人、合同会社等





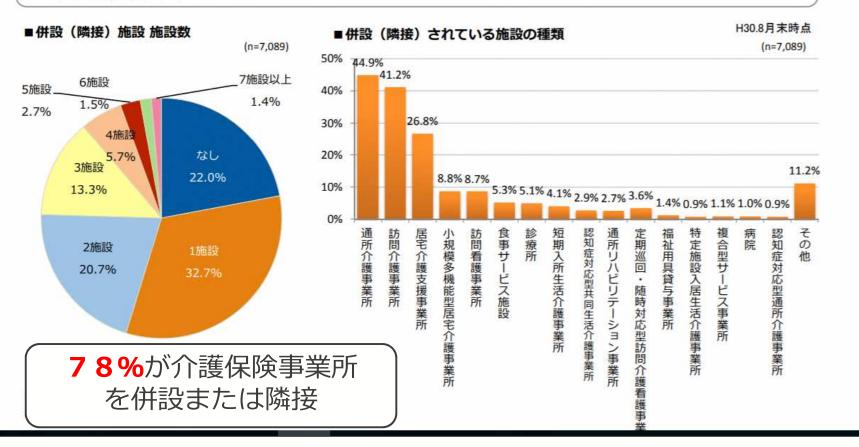
#### サービス付き高齢者向け住宅併設事業所について

サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム 掲載資料より現状と分析平成30年8月末より



#### ▶ サービス付き高齢者向け住宅と併設される高齢者居宅支援事業を行う施設

- ・1つ以上の高齢者生活支援施設が併設又は隣接している住宅は約4分の3。
- ・併設施設の種類は、通所介護事業所(44.9%)、訪問介護事業所(41.2%)、居宅介護支援事業所 (26.8%)が多い。







表示内容は、事業者が情報提供システムから入 力し各行政が、確認したのちに表示。 共通の申請書類についてもこのシステムで入力、 出力し行政に提出。(様式は、統一)



### 文書量削減の取り組みについてお願いしたいこと

### 1、書類は最小限に、ルールと様式の統一化

サ高住は、介護保険法(併設事業所を設置の場合)、老人福祉法、高齢者住まい法としてのそれぞれの書類があり行政へ文書として提出する書類が多く負担。(特に人手不足の中での対応は深刻。)

上記のように重複する内容が多いため、例えば、契約時は高齢者住まい法の登録 事項の説明と有料老人ホームとしての重要事項説明書を利用者・家族に丁寧に説明しても理解されにくい場合もある。今後、省庁横断の検討により、簡素化していくべきである。

老人福祉法と介護保険法の書類について重複する内容があり、さらに自治体ごとに書式が違ったり、提出方法(指定申請であればファイルの細かな作成の指示)も異なり、細かく指導がある場合もある。書類、ルールが統一化されれば、システム化でき、簡略化できるのではないか。また、負担が削減できるのではないか。



### 文書量削減の取り組みについてお願いしたいこと

### 2、ルールを徹底するしくみづくり

指定申請項目が削減されたが、いまだに不要となった書類提出を求める自治体も。 厚労省の通知を説明しても受け入れてもらえないケースや、行政担当者によって対応が違う 場合もあり、こういった場合の申告・相談できる窓口があるとよい。

(総合事業についても同様)

### 3、電子申請の対応を早急に

厚生労働省等が中心となり、サ高住の登録システムのように、 電子申請化に向けた具体的な取組ができないか。

### 4、事故報告についても同様の対応

事故報告は自治体により、事故報告のルール(報告基準や報告方法)や様式も異なるため、事務負担等がある。

事故報告書だけでも電子申請で対応することなど検討できないか。

